

第5号議案

大阪府教育委員会事務決裁規則等の一部改正について

大阪府教育委員会事務決裁規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月20日

大阪府教育委員会

<参 考>

〔趣 旨〕

公益法人制度改革により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）が制定され、公益法人に関する制度を定めた民法の規定等が削除されることに伴い、関係する規則について、所要の規定整備を行う。

〔施行期日〕

平成20年12月1日

〔根拠規定〕

大阪府教育委員会事務決裁規則

第三条 委員会が、会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関すること。

大阪府教育委員会規則第 号

大阪府教育委員会事務決裁規則等の一部を改
正する規則

第一条 大阪府教育委員会事務決裁規則の一部改正
大阪府教育委員会規則第八号の一部を次のように改正す
る。

第三条中「、会議」を「会議」に改め、同条第十五号
中「かかる」を「係る」に改め、同条第二十号中「法人
の設立許可及び」を削る。
（大阪府教職員等表彰規則の一部を改正する規則の一部改
正）

第二条 大阪府教職員等表彰規則の一部を改正する規則（
平成十九年大阪府教育委員会規則第九号）の一部を次の
ように改正する。

附則第二項中「公益法人等への一般職の地方公務員の
派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地
方公務員の派遣等に関する法律」に改める。
（大阪府立漕艇センター条例施行規則等の一部改正）
第三条 次に掲げる規則の規定中「、寄附行為又はこれら
を」又は「これ」に改める。

一 大阪府立漕艇センター条例施行規則（昭和四十四年
大阪府教育委員会規則第五号）第六条第二項第三号
二 大阪府立臨海スポーツセンター条例施行規則（昭和
五十九年大阪府教育委員会規則第三号）第七条第二項
第三号

三 大阪府立体育会館条例施行規則（昭和六十二年大阪
府教育委員会規則第二号）第七条第二項第三号
四 大阪府立門真スポーツセンター条例施行規則（平成
八年大阪府教育委員会規則第十二号）第七条第三号及
び第九条第二項第三号

五 大阪府立国際児童文学館条例施行規則（昭和五十九
年大阪府教育委員会規則第二号）第三十条第二項第三
号

六 大阪府立少年自然の家条例施行規則（昭和六十年大
阪府教育委員会規則第一号）第七条第二項第三号
七 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例施行規則（昭和六
十一年大阪府教育委員会規則第二号）第九条第二項第
三号

八 大阪府立博物館条例施行規則（平成二年大阪府教育
委員会規則第九号）第十一条第二項第三号

（博物館の登録に関する規則の一部改正）
第四条 博物館の登録に関する規則（平成四年大阪府教育
委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「民法第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

附則
この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(委員会決裁事項)</p> <p>第三条 委員会が 会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 府教育行政の基本的計画に関すること。 二 学校教育及び社会教育の基本方針に関すること。 三 文化財保護計画の基本方針に関すること。 四 教育機関の設廃に関すること。 五 教育機関の敷地の設定及び変更に関すること。 六 教育機関の重要な運営方針に関すること。 七 府立学校の課程、専攻科及び別科の設廃に関すること。 八 高等学校の通学区域の設定及び変更並びに入学者の選抜方針に関すること。 九 特に重要な教育財産の取得及び処分に関すること。 十 教育予算、条例案その他議会の議決を経るべき事件の議案について、知事に意見を申し出ること。 十一 教職員人事の基本方針に関すること。 十二 教職員の定員配分方針に関すること。 十三 教育長並びに事務局及び教育機関の職員で事務局の課長と同等以上の職にある者(学校にあつては校長に限る。)の任免に関すること。 十四 教育長の重要な職務に関すること。 十五 委員会の任命に係る職員の即賞並びに懲戒及び分限免職に関すること。 十六 附属機関の委員の任免に関すること。 十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関すること。 十八 重要な表彰に関すること。 十九 特に重要な行事に関すること。 二十 公益信託の引受けの許可に関すること。 二十一 委員会が決裁した事項に係る争訟に関すること。 二十二 職員組合との重要な交渉の方針に関すること。 二十三 前各号に準ずる事項に関すること。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(委員会決裁事項)</p> <p>第三条 委員会が 会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 府教育行政の基本的計画に関すること。 二 学校教育及び社会教育の基本方針に関すること。 三 文化財保護計画の基本方針に関すること。 四 教育機関の設廃に関すること。 五 教育機関の敷地の設定及び変更に関すること。 六 教育機関の重要な運営方針に関すること。 七 府立学校の課程、専攻科及び別科の設廃に関すること。 八 高等学校の通学区域の設定及び変更並びに入学者の選抜方針に関すること。 九 特に重要な教育財産の取得及び処分に関すること。 十 教育予算、条例案その他議会の議決を経るべき事件の議案について、知事に意見を申し出ること。 十一 教職員人事の基本方針に関すること。 十二 教職員の定員配分方針に関すること。 十三 教育長並びに事務局及び教育機関の職員で事務局の課長と同等以上の職にある者(学校にあつては校長に限る。)の任免に関すること。 十四 教育長の重要な職務に関すること。 十五 委員会の任命にかかる職員の即賞並びに懲戒及び分限免職に関すること。 十六 附属機関の委員の任免に関すること。 十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関すること。 十八 重要な表彰に関すること。 十九 特に重要な行事に関すること。 二十 法人の設立許可及び公益信託の引受けの許可に関すること。 二十一 委員会が決裁した事項に係る争訟に関すること。 二十二 職員組合との重要な交渉の方針に関すること。 二十三 前各号に準ずる事項に関すること。 <p>(略)</p>

改正案

現行

<p>(略)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第一項の規定に基づき府を退職して同項に規定する特定法人に派遣されていたことその他の特別の事情により改正前の大阪府教職員等表彰規則第三条第二号に掲げる永年勤続表彰を受けていない者であつて、委員会が特に必要があると認めるものに対しては、なお従前の例により当該表彰を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第一項の規定に基づき府を退職して同項に規定する特定法人に派遣されていたことその他の特別の事情により改正前の大阪府教職員等表彰規則第三条第二号に掲げる永年勤続表彰を受けていない者であつて、委員会が特に必要があると認めるものに対しては、なお従前の例により当該表彰を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
--	--

改正案

現行

<p>(略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第六条 条例第四条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第四号)を提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係るセンターの管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 センターに関する管理体制計画書</p> <p>三 定款 又はこれに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度(当該団体の設立後の事業年度が三事業年度達しない場合は、当該設立後のすべての事業年度)の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第六条 条例第四条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第四号)を提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係るセンターの管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 センターに関する管理体制計画書</p> <p>三 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度(当該団体の設立後の事業年度が三事業年度達しない場合は、当該設立後のすべての事業年度)の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 条例第四条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第五号)を提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係るセンターの管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 センターに関する管理体制計画書</p> <p>三 定款 又はこれに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 条例第四条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第五号)を提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係るセンターの管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 センターに関する管理体制計画書</p> <p>三 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(略)</p>

改正案

現行

<p>(略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 条例第四条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第五号)を提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係る会館の管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 会館に関する管理体制計画書</p> <p>三 定款 又はこれに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 条例第四条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第五号)を提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係る会館の管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 会館に関する管理体制計画書</p> <p>三 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(略)</p>
---	--

(略)

(スポーツ振興団体の指定)

- 第七条 委員会は、条例第三条の規定による指定に当たっては、あらかじめ、当該指定に係る団体に次に掲げる書類の提出を求めるものとする。
- 一 予定する指定期間に係るセンターの管理に関する事業計画書及び収支計画書
 - 二 センターに関する管理体制計画書
 - 三 定款 又はこれに準ずるもの
 - 四 法人にあつては、登記事項証明書
 - 五 役員又は代表者若しくは管理人その他これらに準ずる者の名簿及び履歴書
 - 六 事業の概要を記載した書類
 - 七 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
 - 九 この条の規定により委員会が書類の提出を求めた日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - 十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(略)

(維持管理団体の指定の申請)

- 第九条 条例第四条第二項の規定による申請は、維持管理団体指定申請書(様式第五号)を提出することにより行わなければならない。
- 2 前項の維持管理団体指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 予定する指定期間に係るセンターの管理に関する事業計画書及び収支計画書
 - 二 センターに関する管理体制計画書
 - 三 定款 又はこれに準ずるもの
 - 四 法人にあつては、登記事項証明書
 - 五 役員又は代表者若しくは管理人その他これらに準ずる者の名簿及び履歴書
 - 六 事業の概要を記載した書類
 - 七 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
 - 九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - 十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(略)

(略)

(スポーツ振興団体の指定)

- 第七条 委員会は、条例第三条の規定による指定に当たっては、あらかじめ、当該指定に係る団体に次に掲げる書類の提出を求めるものとする。
- 一 予定する指定期間に係るセンターの管理に関する事業計画書及び収支計画書
 - 二 センターに関する管理体制計画書
 - 三 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
 - 四 法人にあつては、登記事項証明書
 - 五 役員又は代表者若しくは管理人その他これらに準ずる者の名簿及び履歴書
 - 六 事業の概要を記載した書類
 - 七 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
 - 九 この条の規定により委員会が書類の提出を求めた日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - 十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(略)

(維持管理団体の指定の申請)

- 第九条 条例第四条第二項の規定による申請は、維持管理団体指定申請書(様式第五号)を提出することにより行わなければならない。
- 2 前項の維持管理団体指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 予定する指定期間に係るセンターの管理に関する事業計画書及び収支計画書
 - 二 センターに関する管理体制計画書
 - 三 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
 - 四 法人にあつては、登記事項証明書
 - 五 役員又は代表者若しくは管理人その他これらに準ずる者の名簿及び履歴書
 - 六 事業の概要を記載した書類
 - 七 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
 - 九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - 十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(略)

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第三十条 条例第八条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第八号)を提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係る児童文学館の管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 児童文学館に関する管理体制計画書</p> <p>三 定款 又はこれに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第三十条 条例第八条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第八号)を提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係る児童文学館の管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 児童文学館に関する管理体制計画書</p> <p>三 定款 寄附行為又はこれらに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(略)</p>

改正案

現行

<p>(略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 条例第五条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第三号)を提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係る自然の家の管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 自然の家に関する管理体制計画書</p> <p>三 定款 又はこれに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 条例第五条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第三号)を提出することにより行わなければならない。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係る自然の家の管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 自然の家に関する管理体制計画書</p> <p>三 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第九条 条例第六条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第四号)を委員会に提出することにより行う。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係る風土記の丘の管理に關する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 風土記の丘に關する管理体制計画書</p> <p>三 定款 又はこれに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に關する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第九条 条例第六条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第四号)を委員会に提出することにより行う。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係る風土記の丘の管理に關する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 風土記の丘に關する管理体制計画書</p> <p>三 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に關する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(略)</p>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第十一条 条例第四条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第五号)を委員会に提出することにより行う。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係る博物館の管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 博物館に関する管理体制計画書</p> <p>三 定款 又はこれに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第十一条 条例第四条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第五号)を委員会に提出することにより行う。</p> <p>2 前項の指定管理者指定申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 予定する指定期間に係る博物館の管理に関する事業計画書及び収支計画書</p> <p>二 博物館に関する管理体制計画書</p> <p>三 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの</p> <p>四 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>五 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書</p> <p>六 事業の概要を記載した書類</p> <p>七 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>八 最近三事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>九 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類</p> <p>(略)</p>

改正案

現行

(略)
 (登録の申請)
 第三条 法第十一条第一項の規定による登録申請書は、次のとおりとする。
 一 地方公共団体の設置するものにあつては、様式第二号
 二 一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の設置するものにあつては、様式第三号

(略)
 (登録の申請)
 第三条 法第十一条第一項の規定による登録申請書は、次のとおりとする。
 一 地方公共団体の設置するものにあつては、様式第二号
 二 民法第三十四条の法人又は宗教法人の設置するものにあつては、様式第三号

現行

様式第3号
 平成 年 月 日
 大阪府教育委員会 様
 設置者 所在地
 名 称
 代表者氏名 ㊟
 博物館登録申請書

博物館法第11条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。

記

- 1 設置者の名称及び所在地
 - 2 博物館の名称
 - 3 博物館の所在地
- (添付書類)
- 1 法人の定款、寄附行為又は規則の写し
 - 2 館則の写し
 - 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
 - 4 当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類
 - 5 博物館資料の目録
 - 6 館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

改正案

様式第3号
 平成 年 月 日
 大阪府教育委員会 様
 設置者 所在地
 名 称
 代表者氏名 ㊟
 博物館登録申請書

博物館法第11条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。

記

- 1 設置者の名称及び所在地
 - 2 博物館の名称
 - 3 博物館の所在地
- (添付書類)
- 1 法人の定款 又は規則の写し
 - 2 館則の写し
 - 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
 - 4 当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類
 - 5 博物館資料の目録
 - 6 館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

大阪府の規定整備の方針

規則中の字句	規定整備の方針
1. 民法第三十四条の法人【公益法人、社団法人、財団法人】 民法第三十四条の規定により設立された法人【公益法人、社団法人、財団法人】	⇒「一般社団法人又は〔及び〕一般財団法人」に改める。 【公益性を認定されたものに限る場合】 ⇒「公益社団法人又は〔及び〕公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む）」に改める。※1 【「～を目的として設立された民法第三十四条の法人」等とされている場合】 ⇒「～を目的とする一般社団法人又は〔及び〕一般財団法人」に改める。
2. 公益法人	
民法34条法人の意味で使用	1. と同じ
民法34条法人のほかに学校法人、社会福祉法人等を含めた広義の公益法人の意味で使用	⇒改正不要
略称として使用	【略称の対象が一般社団法人又は一般財団法人】 ⇒「一般社団法人等」に改める。 【略称の対象が公益社団法人又は公益財団法人】 ⇒改正不要
略称の「公益法人等」として使用	【「公益法人」が民法34条法人を意味する場合】 ●略称の対象が一般社団法人又は一般財団法人であるもの ⇒「一般社団法人等」に改める。 ●略称の対象が公益社団法人又は公益財団法人であるもの ⇒改正不要 【「公益法人」が広義の公益法人を意味する場合】 ⇒改正不要
3. 社団法人……「財団法人」についても同じ	
法人の名称で使用	⇒改正不要 ※2
法人の名称以外で使用	【民法34条法人を意味するもの】 ⇒「一般社団法人」又は「公益社団法人」に改める。 【民法34条法人を含む一般的な社団組織の法人を意味するもの】 ⇒改正不要
4. 社団……「財団」についても同じ	⇒改正不要 ただし、略語として用いられている場合、一般社団法人と公益社団法人とが存在する新制度においても適当な略称か、要検討

4. 社団……「財団」についても同じ	⇒改正不要 ただし、略語として用いられている場合、一般社団法人と公益社団法人とが存在する新制度においても適当な略称か、要検討
5. 定款	⇒改正不要
6. 寄附行為（「寄付行為」となっているケースあり）※3	【民法34条の財団法人の寄附行為のみを指すもの】 ⇒「定款」に改める。 【その法人が一般社団（財団）法人以外の他の法人法制に基づくもので、当該法人法制においてなお「寄附行為」と称されるもの（例えば、学校法人の「寄附行為」）】 ⇒改正不要
7. 民法34条法人に対する「出資金」「出資」「拠出」「基本金」「基本財産」	【民法34条法人のみに対するもの】 ⇒事案に応じて検討を要する。 【民法34条法人のみならず法人一般に対するもの】 ⇒改正不要
8. 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（法律名） 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（条例名）	⇒（法律名）「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。 ⇒（条例名）「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。
9. 民法第三十八条～第八十四条のいずれかの規定 ↓ （新制度移行に伴い削除）	⇒事案に応じて検討を要する（削除された民法の規定に相当する規定を新たに設けた法令あり）。

* 「民法34条法人」とは、社団法人、財団法人、（両者を包括した意味での）公益法人をいう。

○ 新公益法人制度については、法務課ホームページ（「公益法人グループ」→「公益法人関係」→「公益法人制度改革関連」）をご覧ください。

○ 「規則中の字句」の欄どおりに検索してもヒットしない場合があります。
例えば、1. 民法第三十四条の法人であれば、「民法」and「第三十四条」and「法人」で検索します。

○ この方針は、各部において一部改正規則案を作成するに当たっての参考情報とお考えください（前後の条文の規定振りや関係法令の改正内容によっては、この方針から外れた取扱いをしなければならないケースも考えられます。）。